■ 教育・研究奨励寄付金について

産学官連携推進制度教育・研究奨励寄附金について

寄附金とは、本校の業務の実施を支援することを目的として寄附される現金及び有価証券であって、学術研究に要する経費、教育に要する経費等として使用されます。寄附金の性格上、研究結果の報告書作成等はできません。

この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入 を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。



知的財産権の取扱い

教育・研究奨励寄附金により生じた知的財産権の帰属等については、 大阪公立大学および大阪公立大学工業高等専門学校知的財産権取扱規程に定めるところになります。

産学官連携推進制度 技術相談について

民間企業等が抱える技術課題に対して、関係する研究を行う本校教員を探し出します。



技術相談問合せ先

大阪公立大学工業高等専門学校 地域連携テクノセンター

〒572-8572 大阪府寝屋川市幸町 26-12 TEL:072-820-8528(直通) FAX:072-820-8584 E-mail:gr-ct-gakm-sangaku@omu.ac.jp